

施設系サービス・居住系サービス における留意点



マグマシティPRキャラクター
火山の妖精 マグニオン

- 介護老人福祉施設（地域密着型を含む。）
- 介護老人保健施設
- 介護医療院
- 認知症対応型共同生活介護
- 特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む。）

鹿児島市 長寿あんしん課 長寿施設係



【根拠法令】

- 介護保険法
- 介護保険法施行規則
- 鹿児島市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例
- 鹿児島市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
- 鹿児島市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
- 鹿児島市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例



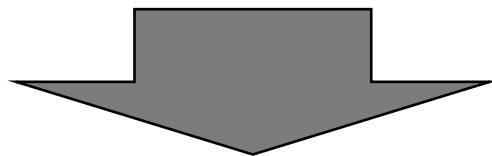
留意点

①

非常災害対策

災害への地域と連携した対応の強化

災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることを踏まえ、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなりません。



地域の方と共同で防災訓練に取り組むことにより、施設の実情を地域の方にご理解をいただくことにつながります。

※ 別途ホームページに掲載する資料「非常災害対策計画について」も、お目通しください。



非常災害対策計画、避難確保計画、消防計画、業務継続計画(BCP)の作成

	防災計画 災害リスクを把握し、災害時の避難等を訓練する			業務継続計画(BCP) 防災計画の避難後に 業務を継続する
	非常災害対策計画	避難確保計画	消防計画	
主な目的	・ 身体、生命の安全確保 ・ 物的被害の軽減			・ 身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	・ 拠点がある地域で発生することが想定される災害			・ 自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
根拠	・ 人員、設備及び運営に関する基準に関する条例等	・ 水防法 ・ 土砂災害防止法 ・ 活火山対策特別措置法	・ 消防法	・ 人員、設備及び運営に関する基準に関する条例等
対象施設等	入所・通所 ・ 多機能系事業所	浸水想定区域、土砂災害警戒区域、火山災害警戒地域に所在し、市地域防災計画に記載のある要配慮者利用施設(社会福祉施設等)	多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物	介護事業所等
対象の災害・義務	想定される全ての災害	洪水・雨水出水浸水、土砂災害、火山災害	火災	自然災害、感染症
	・ 計画の作成 ・ 避難訓練の実施	・ 計画の作成、市への提出 ・ 避難訓練の実施・報告	・ 消防計画の作成、所轄消防長への提出 ・ 消火、通報、避難の訓練の実施・報告	・ 計画の作成 ・ 研修・訓練(シミュレーション)の実施 ・ 入所:年2回以上 訪問、通所、多機能:年1回以上(感染症も含む)。

※ 非常災害対策計画、避難確保計画、消防計画は一体的に作成することができます。(要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き(令和4年3月))

※ 「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」(令和6年3月)参照

避難確保計画の作成、避難訓練の実施等について

関係法令に基づき、鹿児島市地域防災計画に定められた通所・入所施設においては、避難確保計画を作成し、毎年、同計画に基づく訓練を実施することに加え、同計画の作成、変更及び訓練実施の結果を市町村に報告することが義務付けられています。 (水防法・土砂災害防止法・活動火山対策特別措置法)

【対象施設の確認方法】

具体的な施設名、所在地及び施設種別については、鹿児島市地域防災計画（本市ホームページへの掲載あり）に記載しています。記載箇所を確認してください。

施設の所在地	制度上の施設の呼称	対象施設の記載箇所 (鹿児島市地域防災計画の記載箇所)
洪水浸水想定区域内 雨水出水浸水想定区域 ※ 土砂災害警戒区域内	要配慮者利用施設	資料編 > 風水害対策編
火山災害警戒地域内	避難促進施設	資料編 > 桜島火山災害対策避難計画

※ 雨水出水浸水想定区域の指定(令和7年6月30日)に伴い、令和8年4月1日に対象施設を指定予定

【注意】

- ① 正当な理由がなく、作成の指示に従わないときは、その旨を公表することがあります。
- ② 避難確保計画に基づく避難訓練は、火災訓練とは別の制度です。訓練を同時に行うことは可能です。

【報告の内容】

	避難確保計画の作成・変更	訓練実施の結果報告
頻度	随時	年1回以上
提出書類	・ 避難確保計画 ・ 計画作成時チェックリスト	・ 訓練実施結果報告書
期限	速やかに	訓練後おおむね1か月以内

【参考】 鹿児島市の防災・危機管理に関する計画
<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kikikanri/kurashi/bosai/bosai/bosai/kekaku.html>
避難訓練計画の様式や記載例、提出方法については、次のページをご確認ください。
<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/taihuu.html>



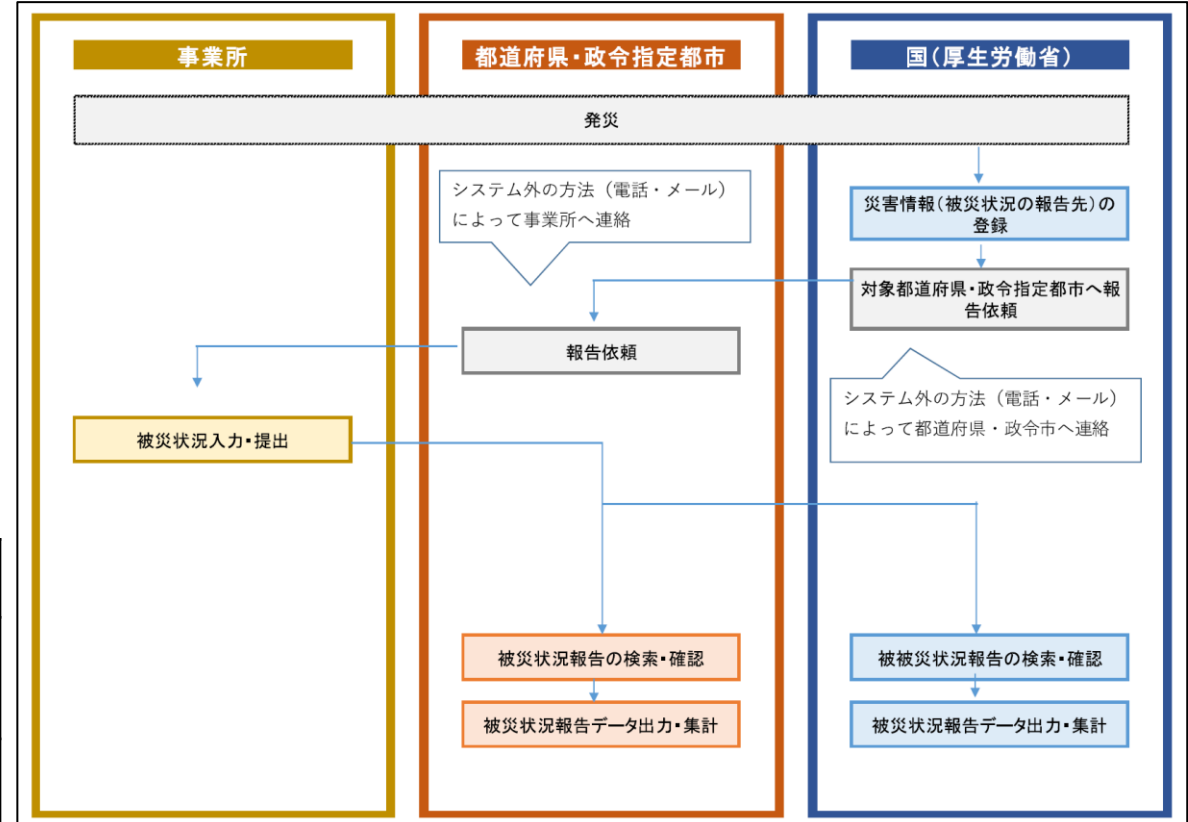
介護施設・事業所等における「災害時情報共有システム」について

- ❑ 災害時における介護施設・事業所の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設・事業所への迅速かつ適切な支援につなげるため、災害時情報共有システムが設けられています。
- ❑ 台風や地震などの災害について、被災状況(被害がない場合も含む。)をこのシステムを通じて報告してください。

施設種別	ID・パスワード
下記以外の介護保険事業所	介護サービス情報公表システムのID・パスワード
有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護を含む。）	市から個別に通知しているID・パスワード

【システムのアクセス先】

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/46/>



上図：災害発生時のフロー

※出典
「介護施設・事業所等における災害時情報共有システムについて」（令和3年6月23日付け・厚生労働省老健局高齢者支援課事務連絡）

留意点

②

事故発生の防止及び発生時の対応

対象：介護老人福祉施設(地域密着型を含む。)、介護老人保健施設、介護医療院

- ① 事故発生防止のための指針の整備
- ② 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- ③ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施

④ ①から③の措置を適切に実施するための担当者設置

→ 担当者が設置されていない場合、安全管理体制未実施減算になります。

※ 担当者は、事故防止検討委員会の安全対策担当者と同一の従業者が務めることが望ましいとされています。

事業所内の異動や退職等で担当者が不在にならないよう、留意してください。

※ 施設区分が「有料老人ホーム」「サービス付き高齢者向け住宅」である特定施設入居者生活介護(介護予防・地域密着型を含む。)においては、「鹿児島市有料老人ホーム設置運営指導指針」で同様の取組が求められています。



留意点

③

預り金の出納管理

入所者（入居者）からの預り金については、次の点を満たすよう適正に出納管理を行ってください。

- ① 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること。
- ② 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること。
- ③ 入所者等との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること。

留意点

④

特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)の施設長の資格について

- 特別養護老人ホームの長は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければなりません。



留意点 ⑤

生産性向上推進体制加算の実績データの報告

- 「生産性向上推進体制加算」を算定する事業所は、事業年ごとに1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する必要があります。
- 該当事業所は、「生産性向上推進体制加算実績報告システム」により、期限内に報告してください。[\(https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/\)](https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/report/)
- ※ このシステムの利用に当たっては、GビズIDの取得が必要です。

留意点 ⑥

協力医療機関に関する届出

(連携体制の構築に限り、令和9年3月31日まで努力義務)

- 協力医療機関と実効性のある連携体制を構築し、より適切な対応を行う体制を確保する観点から、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称や取り決め内容等を市に届け出ることが義務付けられました。
- 要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、要件を満たす協力医療機関を確保するための今後の計画を、届出書の様式に記載してください。



留意点 ⑦

生産性向上委員会の設置（令和9年3月31日まで努力義務）

- 事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」を設置すること、また、定期的に開催することが義務付けられました。

※次のサービスも対象です。

（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

留意点 ⑧

口腔衛生管理の強化（令和9年3月31日まで努力義務）

対象：（介護予防）特定施設入居者生活介護

- 利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことが義務付けられました。
- 「計画的に」とは、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することです。



留意点

⑨

室料相当額控除の適用について（令和7年8月～）

対象：介護老人保健施設、介護医療院

- 令和7年8月より、次の要件に該当する介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の利用者について、室料相当額控除が適用されます。

【介護老人保健施設】

- ① 療養室に係る床面積の合計（内法による測定）を入所定員で除した数が8以上であること。
- ② 令和7年8月から令和9年7月までの間は、令和6年度において、介護保健施設サービス費(Ⅱ)・(Ⅲ)・(Ⅳ)を算定した月が7か月以上あること。

【介護医療院】

- ① 療養室に係る床面積の合計（内法による測定）を入所定員で除した数が8以上であること。
- ② Ⅱ型(特別)介護医療院サービス費を算定していること。

上記施設において行われる
(介護予防)短期入所療養介護
も対象となります。

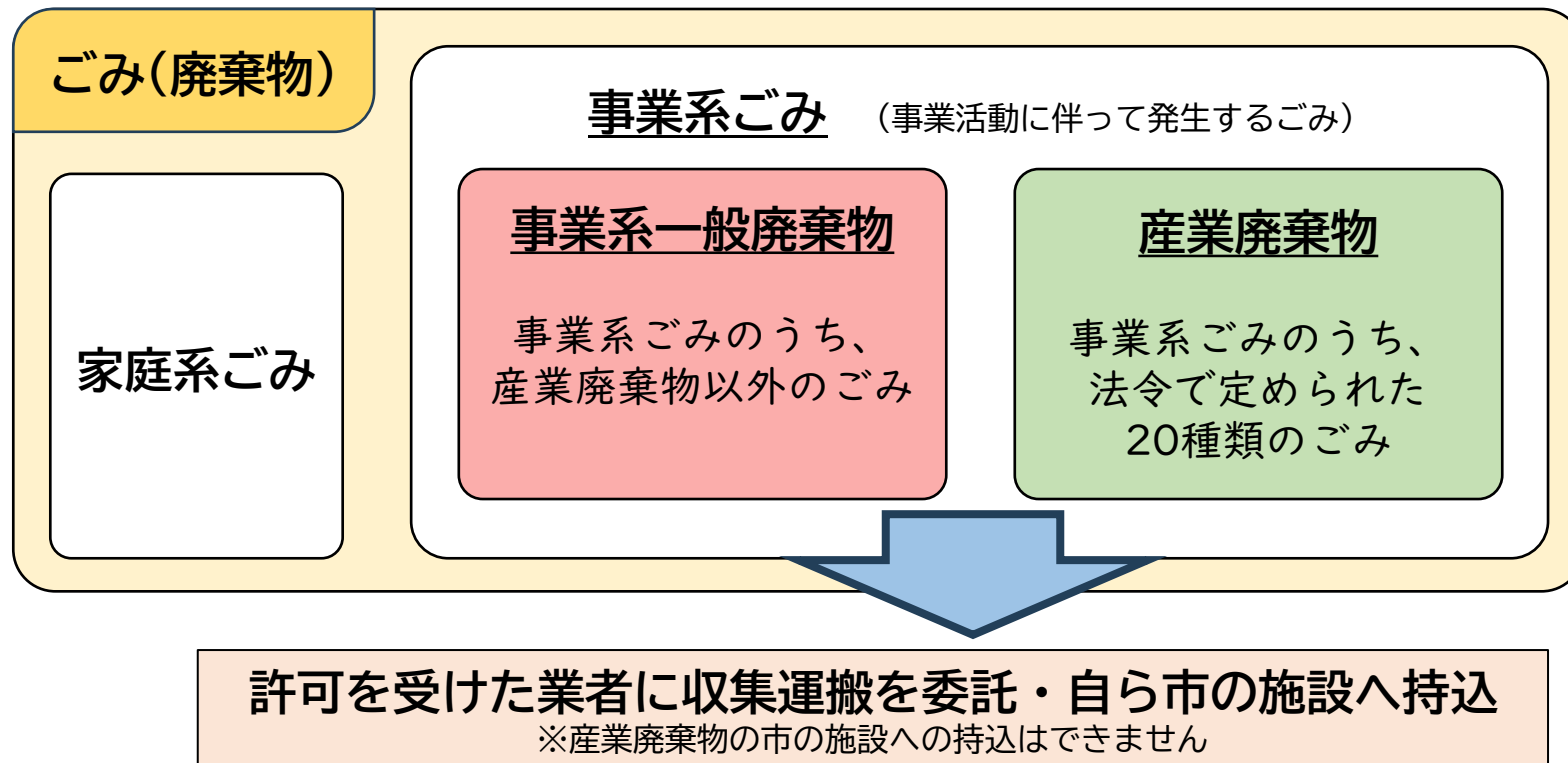
【参考】 令和7年8月からの室料相当額控除の適用に伴う届出

(<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/shitsuryosoutougakukoujo.html>)



事業所ごみの適正処理

事業所ごみについては、適正に処理されていない事業所があることから、適正な処理を行うようにしてください。



○鹿児島市 > 事業所ごみの適正処理（介護保険事業所向け）

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/jigyousyogomi.html>

事業者の方へ

正しいごみの扱いを確認しましょう！

☆ごみの出し方

家庭ごみステーションには出せません！

許可業者に収集運搬を委託するか、自分で施設へ持ち込むかの方法です。事業者は、事業活動に伴って生じる廃棄物を自己の責任で適正に処理することが義務づけられています。

鹿児島市一般廃棄物処理業の許可業者は「鹿児島市一般廃棄物処理業許可業者名簿」で確認。
鹿児島県内の産業廃棄物収集運搬業許可業者は「鹿児島県産業廃棄物処理業許可業者名簿」で確認。

☆ごみの分別

家庭ごみの分別とは違います！

事業活動に伴って生じた、紙オムツをはじめとする廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・陶磁器くず、廃油などは産業廃棄物で、紙くずや生ごみなどは事業系一般廃棄物です。適正に分別し、それぞれ産業廃棄物処理業許可業者、一般廃棄物処理業許可業者に処理を依頼するなどしましょう。産業廃棄物は市の清掃工場ではなく、民間の処分施設で処理を行います。

産業廃棄物の例

紙オムツ、プラボトル、ビニール、ラップトレイ類、空缶、金属製品、ガラス陶器、廃油など

Q 介護施設から出るごみは事業所ごみ？

事業者は業として介護サービスを提供しており、介護サービスを前提として利用者を募集しているため、事業活動に伴って出されるごみです。

適正処理や減量については、市のホームページも参考にしてください！
「事業所ごみの適正処理ガイドブック」で確認。

やってみよう！3Rでごみ減量！

あたたかいサービスを提供するという大事な主目的の一方、どうしても発生するごみ。「ごみ」として処分すると、必ずごみの処分料金が発生します。ちょっとした減量や、空き缶・古紙・ペットボトルを分別してリサイクル可能なルートにのせることで、経費の節減ができ、さらには環境負荷の軽減にもつながります。

取り組み例 ●Réduire（ごみを出さない工夫）◆Réuser（ものを何度も大切に使う）
▲Recycler（資源として再利用する）

- ◆取引先と協力し、商品納入にプラスチック製の「通いばこ」を活用し、リユース瓶も回収に
- ◆生ごみを出す前に水切りをしている（生ごみの7～8割は水分！）
- ▲機密文書と古紙をきちんと分け、細かな紙も雑誌等にはさむなどして、古紙として回収に
- ▲リサイクルの輪を生かすため、再生品を積極的に使用している

【参考】ホームページ紹介

【鹿児島市】

◆事業所関係（鹿児島市の指定事業所向け）

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenko/fukushi/kaigo/jigyosha/index.html>

◆鹿児島市からの感染症に関する届出等

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/kaigohoken/corona.html>

<https://www.city.kagoshima.lg.jp/kenkofukushi/chouju/shisetu/shisetsu/rinjijigyouseigen.html>

【WAMNET（ワムネット）】

◆介護保険最新情報

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

◆介護サービス関係Q&A集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

